

社会福祉施設等の水害対策検討会議について

健康福祉部健康福祉政策課

1 経緯及び目的

- ・水防法が平成 29 年 6 月 19 日に改正され、要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務化。
- ・また、令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨など、大規模な風水害が頻発化しており、災害対応力の強化が喫緊の課題。
- ・こうした状況を踏まえ、県では令和 3 年度に浸水想定区域に立地している社会福祉施設等を対象に、水害対策に係る調査を実施。
- ・この調査結果を分析し、今後の社会福祉施設等の水害対策促進策を立案するに当たり、有識者の皆様からの意見を聴取するために会議を設置。

2 検討事項

- (1) 「避難確保計画」作成の促進策
- (2) 要配慮者を守るための実効性ある水害対策
- (3) 安全な立地への誘導策 など

3 スケジュール（案）

時期	内容
R4. 8 月 23 日	第 1 回（実態調査結果の共有、現状と課題の抽出）
R4.10 月	第 2 回（実施すべき取組の検討）
R4.11 月	第 3 回（会としてのまとめ）

4 発言いただきたい主な観点

(1) 実災害の教訓等

- 過去の水害等における状況（令和元年東日本台風等）
- 有効と考えられる対策とその促進策
- 現状における課題 など

(2) 避難確保計画、訓練、地域との連携等

- 計画作成の現状（有効な方法、苦慮した点 等）
- 計画の運用、訓練実施、計画の見直しの状況
- 地域・関係機関・行政との連携 など